

SEITON&HOZON 重要事項 (※特定商取引法に基づく表示)

ご利用にあたっては、本書に記載の事項及びサービスの解除に関する事項をよくお読みください。

(1) サービス名

「SEITON&HOZON」

(2) サービスの種類

StockTech 株式会社 (以下、弊社といたします) が提供する、ご自宅で保管している荷物や衣類を専用倉庫で保管できる「クラウド型レンタル収納サービス」、対応デバイスのさまざまなデータをオンライン上にお預かりする「クラウドストレージサービス」がセットになったサービス。

(3) ご利用料金

月額基本料金：1,078 円(税込)

※「SEITON」サービスでは、出庫依頼時に 1 箱あたり 1 回 880 円 (税込) の配送作業費がかかります。

(4) ご利用料金のお支払の時期及び方法

支払方法：月額基本料金は以下のうちいずれかの方法にてお支払いください。

1. 別途弊社が指定した回線事業者が定めるクレジット会社のクレジットカードによる支払い

2. その他別途弊社が指定した回線事業者が定める支払方法 ※

※ お申込方法によっては、クレジットカードのみの受付となる場合があります。

支払時期：各支払方法に定める時期によります。

(5) サービスの提供時期

お客さまからの利用申込みに基づき、申込み処理手続きが完了した後、別途弊社が指定した回線事業者がサービスの利用開始日として通知した日からご利用いただけます。

(6) サービス提供事業者の名称、住所および代表者氏名

名 称 StockTech 株式会社

住 所 〒150-0012 東京都渋谷区広尾 3-12-40 広尾ビル 5F

代表者氏名 木村 紀章

(7) 契約不適合がある場合の、弊社の責任について

上記サービスの提供に関し、弊社が負う損害賠償責任は、お客さまから受領する月額利用料金を上限とし、弊社はこれを賠償するものとします。ただし、弊社の故意又は重大な過失によりお客さまに損害が生じた場合には、この限りではありません (お客さまが法人および個人事業主の場合を除く)。

(8) 契約の解除について

1. サービスに関する利用契約の解除に関する書面は、以下に記載の「契約解除書面の送付先」にご提出をお願いし

ます。

2. 以下に記載の「サービスの解除に関する事項」に基づき、書面にて契約の解除を希望されるお客さまは以下に記載の「契約解除書面の送付先」まで書面のご提出を、電磁的記録により契約の解除を希望されるお客さまは以下の専用フォームより契約解除のお申込みをお願いします。

※ 契約の解除に関する書面には、「SEITON&HOZON」と記載いただき、住所、電話番号及び契約者氏名(いずれもこのサービスの利用申込み時に別途弊社が指定した回線事業者にご登録いただいた情報)を明記ください。

契約解除書面の送付先

BLAST 光をご利用のお客さま

宛名 光回線サポートデスク

住所 〒810-0001 福岡県福岡市中央区天神 1-3-38-9F

株式会社ティーダ 内

※上記住所への書面の受付は郵便に限ります。

(10) 契約解除に関するお申込みフォーム

<http://blasthikari.jp/form.php>

【サービスの解除に関する事項】

1. この書面を受領した日から起算して 8 日を経過する日までの間は、書面または電磁的記録にてご連絡いただくことによりこのサービスに関する利用契約の解除を行うことができます。
2. 上記 1 に記載した事項にかかわらず、お客さまが、弊社が特定商取引法第 21 条第 1 項の規定に違反してこのサービスに関する利用契約の解除に関する事項につき不実のことを告げる行為をしたことにより誤認をし、又は弊社が同条第 3 項の規定に違反して威迫したことにより困惑し、これらによって当該契約の解除を行わなかった場合には、弊社が交付する当該契約の申込みの撤回等を行うことができる旨を記載した同法第 24 条第 1 項ただし書に定める書面をお客さまが受領した日から起算して 8 日を経過するまでは、お客さまは、書面または電磁的記録にてご連絡いただくことにより当該契約の解除を行うことができます。
3. 上記 1、2 に基づくこのサービスに関する利用契約の解除は、当該契約の解除に係る書面または電磁的記録をお客さまが発した時に、その効力が生じます。
4. 上記 1、2 に基づくこのサービスに関する利用契約の解除があった場合においては、弊社は、その契約の解除に伴う損害賠償又は違約金の支払を請求いたしません。
5. 上記 1、2 に基づくこのサービスに関する利用契約の解除があった場合には、既に当該契約に基づきサービスが提供されたときにおいても、弊社は当該契約に係る役務の対価その他の金銭の支払を請求いたしません。
6. 上記 1、2 に基づくこのサービスに関する利用契約の解除があった場合において、弊社が当該契約に関連して金銭を受領しているときは、弊社は、速やかに、その全額を返還いたします。
7. 上記 1、2 に基づくこのサービスに関する利用契約の解除があった場合において、当該契約に係るサービスの提供に伴いお客さま(特定商取引法第 24 条第 1 項の申込者等をいう。)の土地又は建物その他の工作物の現状が変更されているときは、お客さまは弊社に対し、その原状回復に必要な措置を無償で講ずることを請求することができるものとします。